

令和6年(ワ)第6807号・令和7年(ワ)第9801号 投稿記事削除等請求事件

原 告 部落解放同盟大阪府連合会 外4名

被 告 宮部龍彦

第 3 準 備 書 面

2026年2月27日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中 井 雅 人

同 弁護士 南 和 行

同 弁護士 小 野 順 子



原告ら第2準備書面に記載した任意的訴訟担当について、原告らの主張を補充する（略語等は従前の例による。）。

第1 はじめに

本書面では、原告ら第2準備書面39頁以下で述べた任意的訴訟担当について、より具体的に論述することとする。原告大阪府連及び原告支部らは、任意的訴訟担当として、本件各投稿の削除を求め、本件各投稿の掲載・出版等一切の方法による公表の禁止を求める原告適格を有している（請求の趣旨第1項、第2項）。すなわち、原告大阪府連及び原告支部らは、昭和45年最高裁判決が判示した、任意的訴訟担当が認められる2要件（①弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止を回避・潜脱するおそれがないこと、②任意的訴訟担当を認める合理的必要があること）を満たしている。

第2 第1の要件について

1 訴訟追行の授権の存在

原告ら第2準備書面で述べたとおり、第1の要件である「弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれがないこと」については、訴訟物たる権利についての実体上の管理処分権とともに訴訟追行権が担当者に授与されており、担当者が被担当者と共同の利益を有する者の1人であるか、それに類する者であることが認められれば、弁護士代理などの原則を潜脱するものではないといえる。なお、授権の存在を独立した第3の要件として論じる場合もあるが、授権の存否は、弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避・潜脱するおそれがないことと表裏一体の判断であるため、ここでは第1の要件に含まれているとして論じることとする。

2 授権が認められた判例・裁判例

- (1) 判例・裁判例において任意的訴訟担当が許容された例としては、別紙「判例・裁判例一覧」（以下、便宜上「別紙裁判例」という用語で統一する。）に記載したようなものがある。（昭和45年最高裁判決は別紙裁判例3である。）
- (2) 上田竹志教授は、最高裁判決を概観して次のように指摘する（甲32、2

0頁)。

- (a) 任意的訴訟担当が認められたのは、権利主体が多数であるか団体を構成している場合であること
- (b) 授権要件については、必ずしも個別訴訟ごとの授権を要しないこと
- (c) 担当者には、訴訟追行の授権のみならず、実体法上の権限授与もなされていること（ただし(b) (c)につき平成6年判決（引用者注：別紙裁判例4）はやや判然としない
- (d) 昭和45年判例が挙げた3要件（引用者注：上田教授は授権の存否を独立した要件ととらえて①弁護士代理等の原則の潜脱・回避のおそれがないこと、②合理的必要性、③授権という3要件と表現されている）は、しばしば同一の根拠事実から複数要件が一挙に認定されており、特に①②要件の分節の必要性は、今のところ最高裁判例のレベルでは示されていない

3 実体上の管理処分権の授与

- (1) 上田教授の指摘によれば、最高裁判例で認められている任意的訴訟担当の事例では、担当者には、訴訟追行の授権のみならず、実体法上の権限授与もなされているが、その点が判然としない判例も存在するということである。
- (2) 昭和45年最高裁判決（別紙裁判例3）では、「民法上の組合において、組合規約に基づいて、業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を追行する権限が授与されている場合には、単に訴訟追行権のみが授与されたものではなく、実体上の管理権、対外的業務執行権とともに訴訟追行権が授与されているのであるから、業務執行組合員に対する組合員のこのような任意的訴訟信託は、弁護士代理の原則を回避し、または信託法11条の制限を潜脱するものとはいえず、特段の事情のないかぎり、合理的必要を欠くものとはいえないのであつて、民訴法47条による選定手続によらなくても、これを許容して妨げないと解すべきである。」として、実体

上の管理権を訴訟追行権授与の根拠と位置付けている。

- (3) これに対し、平成6年最高裁判決（別紙裁判例4）では、「権利能力のない社団である入会団体において、規約等に定められた手続により、構成員全員の総有に属する不動産につきある構成員個人を登記名義人とする事とされた場合には、当該構成員は、入会団体の代表者でなくても、自己の名で右不動産についての登記手続請求訴訟を追行する原告適格を有するものと解するのが相当である。」「上告人加藤正治（引用者注：登記名義人として提訴した原告）は、訴えの提起に先立って、上告人大畑町部落有財産管理組合の総会における構成員全員一致の議決によって本件各土地の登記名義人とする事とされたことが認められるから、本件登記手続請求訴訟の原告適格を有するものというべきである。」と判示しており、当該登記名義人に、実体上の管理権が授与されたかどうかについては判断していない。
- (4) 平成6年最高裁判決の事案は、従前、入会地は役員の名義として登記し管理していたところ、そのうちの1名が亡くなり、数次相続を繰り返す中で、入会権を有しない相続人が土地共有者としての権利を主張し、また別の相続人が共有持分に抵当権を設定するに至ったことから、入会団体（権利能力なき社団）が、当該入会地が入会団体構成員の総有であることの確認を求めるとともに、被告らに対して共有持分の所有権移転登記手続及び抵当権抹消登記手続を求めたというものである。入会団体には入会地の所有権を公示する制度がないことから、提訴に先立ち、入会団体構成員全員が、構成員のうちの1名（代表者ではない）を登記名義人として、同人に訴訟追行することを委ねた。最高裁が任意的訴訟担当を許容したのは、当該1名に実体上の管理権が授与されていたことを根拠としたのではなく、現行の登記制度のもとでは他に方法がなく、必要性が高いことを考慮したことが大きかったとみられる。
- (5) ここで、「実体法上の管理処分権」とは何か、ということを検討しておく

必要がある。管理処分権の定義は、一義的に明らかというものではなく、むしろ実体法上の概念とは別に、訴訟法上の概念として、訴訟担当の正当性を根拠づけるために管理処分権という概念が定着し用いられてきたという経緯がある。堀野出教授は、「管理処分権に関する一考察」という論文の中で、法定訴訟担当を中心に訴訟担当と管理処分権との関係を考察し、「債権者代位訴訟や株主代表訴訟で見られるように、管理者処分権が認められるとされる場合であっても、それには実体法上の処分権を含む場合もあれば含まない場合もあるのであって、管理処分権は他人の財産・権利関係に干渉ないし介入しうる何らかの権能を示す広い意味で用いられている。つまり、担当者の権能を表していることに相違ないにしても、具体的な権能を指すのではなく、担当者の地位の一般的説明に用いられている。」と指摘する（甲33、21-3・4-520）。

- (6) 人格権に基づく差別的記事の削除請求や公表差止請求といった本件のような訴訟の場合、財産権に基づく請求と異なり「管理処分権」という概念はそもそも馴染まない。よって、実体法上の管理処分権は、堀野教授が指摘するように「他人の財産・権利関係に干渉ないし介入しうる何らかの権能」という広い意味で捉えるべきである。

なお、堀野教授は、解釈による法定訴訟担当の場合について、「従来用いられてきた管理処分権では根拠付けられないものが増えることは確かだろう」

（甲33、21-3・4-546）と述べ、「管理権の内容については実体法と一致させるべきであり、それでは説明のつかない場合については、管理処分権の内容を拡大させ妥当させるのではなく、これとは別の根拠論、理論的枠組みを探るべきである」「これらの場合、担当者に訴訟追行が許されることと実体法上の権能とがいかなる関係に立つかについては、まず第三者による訴訟が許されることが先決であり、いわばその効果として、他人の権利について実体法上の行使権が認められる、という考え方も採りうるだろう。」（甲33、21-

3・4-559) とする。この新たな根拠論が必要となる領域として、前述した株主代表訴訟における原告株主（提訴が許されるまで実体法上の権能の行使が認められない）や解釈による法定訴訟担当のほか、「人格権訴訟における訴訟担当」を挙げる。本件における原告大阪府連及び原告支部らは、正に「人格権訴訟における訴訟担当」に該当する。堀野教授の考察は、本件のような場合に訴訟担当が認められる（それは解釈による法定訴訟担当の場合もあれば、任意的訴訟担当の場合もあるであろう）ことを前提としたものである。

4 授権の方法

- (1) 上田教授は、任意的訴訟担当を許容した最高裁判例を概観した結果、「授権要件については、必ずしも個別訴訟ごとの授権を要しない」と指摘している。
- (2) 最高裁判例に加えて下級審の裁判例を俯瞰してみると、個別の訴訟に関し総会決議等で授権を行ったと認定された事例（別紙裁判例4、7）のほか、次のようなバリエーションがある。
 - ア 組合（団体）規約によって構成員から代表者に対して実体上の管理処分権が授与されていることに着目して訴訟追行権の授与もあると認定された事例（別紙裁判例3、10）
 - イ 契約によって管理処分権が授与されていることから訴訟追行権の授与を認定した事例（別紙裁判例5、6、11）。
 - ウ 慣習上、代表者に管理処分権があるとして訴訟追行権の授与を認めた事例（別紙裁判例9、12。なお、同1、2もこの類型と思われる。）
 - エ 黙示的な管理処分権の授権及び訴訟追行の授権があるとされた事例（同13）。
- (3) 以上の例から、慣習による授権や黙示の授権という形での包括的な授権も許容されていることがわかる。
- (4) なお、東京地判昭和60年判決（別紙裁判例8）は、旧満州国が所有して

いた日本国内の土地に関する建物収去土地明渡訴訟において、国が、旧満州国を承継した中華人民共和国から日本に対する訴訟追行権の授与があったとして国の任意的訴訟担当を認めた、やや特異な事案である。中華人民共和国からの訴訟追行権の授与について、東京地裁は「本訴提起時には明示の授与があったと認めるに足りる証拠はないが、前記（１）（引用者注：提訴後に中華人民共和国から本件訴訟を継続するよう要請する口上書が国に届き、国が本件訴訟を継続する旨を通報したという争いのない事実）により追完されたものと解される。」と判示している。ここからわかるのは、提訴時に明示の授権がなくとも（黙示の授権もあったと認定したかどうか不明である）、提訴後の個別の授権により追完される場合があるということと、本件は歴史的経過を踏まえた外交問題も絡み国が原告となって訴訟追行する必要性が極めて高い事案であったため、授権（第１の要件）が認められやすい傾向にあったと思われ、第１の要件と第２の要件は相関的に考慮する必要があるということである。そのことは「①②要件の分節の必要性は、今のところ最高裁判例のレベルでは示されていない」という上田教授の指摘とも整合するものである。

- (5) また、訴訟追行権の授与を実体法上の管理処分権の授与から導き出す判例通説の考え方を基にすると、担当者に訴訟前から包括的な管理処分権（対象となる権利は多くの場合、金銭債権である）が授与されている場合は、そこから訴訟追行権の授与も認定されることになる（個別の授権を要しない）。人格権に基づく削除請求・公表差止請求の場合に管理処分権というものが概念できるのかどうか検討の余地があることは前述のとおりであるが、ここでいう管理処分権を「他人の財産・権利関係に干渉ないし介入しうる何らかの権能」と広く捉えるとすると、当該管理処分権が団体規約、契約、慣習、黙示の意思表示等何らかの方法によって訴訟前から包括的に授与されている場合には、それとともに訴訟追行権も授与されていると認定できるということになる。

5 担当者が被担当者と共同の利益を有する者の1人であること

- (1) 授権が認められること、すなわち弁護士代理の原則や訴訟信託禁止の潜脱にならないといえるためには、担当者が被担当者（上田教授が指摘するように、多くの場合、多数であるか団体を構成している）と共同の利益を有する者であるか、それに類する者であることが求められる。被担当者（権利主体）と権利・利益を全く共有しない第三者に訴訟追行を委ねることは、弁護士代理の原則や訴訟信託禁止の潜脱となるおそれが生じるからである。任意的訴訟担当が許容された判例・裁判例を見ても、訴訟担当となった者は、いずれも多数者ないし団体の代表か、又は多数者ないし団体の中から選任された者である。
- (2) もっとも、自分達に全く関係のない他人に訴訟追行を委ねることは考えにくいから、重要なのは、被担当者（権利主体）が訴訟によって実現しようとする権利と、担当者の「近さ」であろう。上記判例・裁判例に登場する訴訟担当は、多数者ないし団体の権利が侵害された場合にそれを回復すること、または権利を保全することについて、中心的役割を担う者達である。つまり、多数者ないし団体の権利実現のために、その多数者ないし団体構成員が個々に動くよりも当該訴訟担当に権利行使を委ねる方が適切であるという状況であるか、又は訴訟担当に委ねるしか他に方法がないという状況下において、訴訟担当への授権は肯定される。これは第2の要件である合理的必要にも関係のあることであり、第1の要件と第2の要件が相互に関連しているという上田教授の指摘は、ここでも妥当する。

6 本件へのあてはめ - 原告大阪府連及び原告支部らに同盟員からの授権があること -

(1) 団体規約による包括的授権

ア 原告大阪府連の規約

原告大阪府連は、大阪府における被差別部落を拠点とし、部落の完全解

放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的として設立された団体であり、部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成される自主的大衆団体である（甲22・第2条、3条）。構成員（同盟員）は、原告大阪府連の意思決定と諸行動に参加するとともに、支部に所属する（同第5条）。原告大阪府連の最高意思決定機関は府連大会であり、府連大会は、各支部から選出された代議員及び府連役員をもって構成し、代議員定数の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席した大会構成員の過半数の賛成によって決する（同第10条、11条）。

イ 原告西郡支部の規約

原告西郡支部は、部落差別とそれに伴う生活状態から部落大衆を完全に解放することを目的とする団体で、部落住民及び部落出身者並びに支部の機関決定によって認められたものを構成員（支部員）とする（甲34・第2条、3条）。支部員は、支部の諸決定に従い、支部の目的達成のため、積極的に活動や諸集会に参加する（同第4条）。原告西郡支部の最高意思決定機関は支部大会であり、支部大会は、支部員の過半数の出席をもって成立する（同第6条）。

ウ 原告西成支部の規約

原告西成支部は、大阪市西成区における被差別部落を拠点とし、部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的として設立された団体であり、部落住民・部落出身者で構成される自主的大衆団体である（甲35・2条、3条）。支部員は、支部の諸決定に従い、支部の目的達成のため、積極的に活動や諸集会に参加する（同第5条）。原告西成支部の最高意思決定機関は支部大会であり、支部大会は、大会代議員と支部役員をもって構成し、大会代議員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する（同第9条、11条）。

エ 原告野崎支部の規約

原告野崎支部は、大東市野崎地区における被差別部落を拠点とし、部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的として設立された団体であり、部落住民・部落出身者並びに機関決定によって認められたものを構成員（支部員）で構成される自主的大衆団体である（甲36・2条ないし4条）。支部員は、支部の諸決定に従い、支部の目的達成のため、積極的に活動し諸集会に参加する（同第5条）。原告野崎支部の最高意思決定機関は支部大会であり、支部大会は、支部員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する（同第10条、12条）。

オ まとめ

以上のように、原告大阪府連及び原告支部らは、部落差別をなくし人権が確立された民主社会の実現を図ることを目的として結成された団体である。構成員は、被差別部落住民、部落出身者、又はそれに準じる者として各支部が認めた者であり、自身の差別されない権利を実現するために原告大阪府連または原告支部らが民主的に意思決定した活動方針にしたがって活動を行うことが定められている。したがって、原告大阪府連及び原告支部らは、構成員代表者として、自己の名で部落差別と部落差別を解消するための諸活動を行う権能を構成員から授与されているのである。

原告大阪府連の活動は、住宅要求闘争、生業資金獲得闘争、教育闘争といった大衆的運動から始まった。同和問題が日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題であると明記した同和对策審議会答申（1965年）と、それに基づいて制定された同和对策事業特別措置法（1969年）を契機として、行政闘争や労働組合との共闘、そして現在の47支部の結成へとさらに活動を展開し、部落差別事象に一つひとつ向き合ってきた（甲37）。

そして、支部が結成されてからは、各地域における部落解放運動は支部が基本となってい、大阪府連はそれを統括していくという組織が確立された。これら原告大阪府連ないし原告支部らの活動は、いずれも構成員からの付託を受けて、構成員の権利実現のために自己の名で行っているものである。以上の歴史的経緯から、原告大阪府連及び原告支部らには、構成員の差別されない権利（人格権）に関する管理処分権類似の権利（他人の財産・権利関係に干渉ないし介入しうる何らかの権能。以下「管理処分権」という用語で統一する）が授与されていることは明らかである。

カ 包括的授権と訴訟の先後関係

本件と同様の請求権に基づいて提訴し、個人原告による削除請求・公表差止請求が認容された令和7年12月17日さいたま地裁判決（甲38。以下「令和7年さいたま地裁判決」という。）においては、この団体規約に基づく包括的授権について、「原告解同埼玉県連の目的制定時は遅くとも平成15年3月29日であり、その当時、原告解同埼玉県連の意思決定機関において、被差別部落に関する情報がウェブサイト上に掲載された場合に、被告に対してその削除等を求めて訴訟を提起することは前提となっていないことから、原告解同埼玉県連の目的に鑑みて、その構成員から黙示の訴訟追行の授権があったとはいえない。」と判示する。しかし、昭和45年最高裁判決も、建設共同企業体（民法上の組合）が結成された後に同企業体が和歌山県発注の建設工事を落札して請負契約を締結し、工事に着工したところ、和歌山県が工事を途中で中止して企業体に損害が発生したために訴訟に発展したという事案である（事実の概要は一審である和歌山地方裁判所昭和37年2月27日判決及び原審である大阪高等裁判所昭和42年6月23日判決の事実認定を参照した）。建設共同企業体を結成した当時に訴訟が起こっていたわけではない。それでも、最高裁は、組合規約により実体上の管理権、対外的業務執行権が授与されていることから、

「自己の名で右損害賠償請求権を行使し、必要とあれば、自己の名で訴訟上これを行使する権限」(傍点は引用者)すなわち訴訟追行権も授与されていたと認定したのである。授権は、必ずしも訴訟ごとに個別になされる必要はなく、実体上の管理処分権が訴訟の前に包括的になされていれば足りる。

(2) 大会決議による個別の授権

ア 原告大阪府連大会決議

原告大阪府連は、2024年4月13日に開催した第71回定期大会において、2024年度の活動方針案(第2号議案)の中で本件訴訟に言及し、「大阪府連としても地名や人名をさらされている当該支部にもよびかけ、23年11月に富田林支部が全国ではじめて大阪地裁に削除を求める仮処分を申し立て、第2弾の裁判闘争をスタートさせました。全国的にも23年12月に埼玉、24年1月に新潟で裁判闘争がスタートしています。原告となる当事者本人の負担を考慮しつつ、この裁判闘争が原告・富田林支部だけの闘いではなく、府連総体47支部の闘いと位置づけ、今後、仮処分決定がなされることをふまえ、本訴にむけた本格的な準備、裁判闘争勝利に向けてとりくんでいきます。」と提案した。また、大会スローガン案として「部落差別を助長・拡大させる「部落探訪」の削除裁判に勝利し、包括的な人権の法制度の確立を実現しよう!」と掲げた(甲39)。そして、これらの提案はいずれも賛成多数で可決された(甲40)。

イ 原告西郡支部

原告西郡支部は、2024年6月9日に開催した第54回定期大会において、2024年度の活動方針案(第2号議案)の中で「鳥取ループ・示現舎による「全国部落調査(復刻版)」の公開など(引用者注:「鳥取ループ」は被告が自ら名乗ってきた名称、「示現舎」は被告が代表社員である合同会社示現舎の社名あるいは本件ウェブサイトのタイトルであり(訴状第

1・3)、本件訴訟も含む意味である。以下同じ)、インターネット上での差別事件が悪質化・増加しています」と指摘した上で、差別をなくすあらゆる取り組みを進めていくことを提案した(甲41)。そして、この提案は賛成多数で可決された(甲42)。

ウ 原告西成支部

原告西成支部は、2024年6月29日に開催した第49回定期大会において、2024年度の活動方針案の中で「鳥取ループ・示現舎に対する裁判闘争に中央本部・府連と連携して取り組む」と提案した(甲43)。そして、この提案は満場一致で承認された(甲44)。

エ 原告野崎支部

原告野崎支部は、2024年9月26日に開催した第56回定期大会において、2024年度の活動方針案の中で「鳥取ループ・示現舎の差別性を内外に明らかにし、ブログページそのものの削除や転載防止を求めていくためにも、富田林支部・当事者本人だけの闘いではなく、大阪府連総体の闘いとして、本訴に向けて取り組んでいきます。」と提案し、また大会スローガン案として「部落差別を助長・拡大させる「部落探訪」の削除に裁判勝利し、包括的な人権の法制度の確立を実現しよう!」と掲げた(甲45)。これらの議案及びスローガン案は、いずれも拍手多数で可決された(甲46)。

オ まとめ

以上のように、原告大阪府連及び原告支部らは、それぞれの定期大会において、訴訟という手段で本件各投稿の差別性を明らかにし、差別されない権利を確立することにつき構成員からの承認を得たのであって、それぞれの構成員が所属団体に対して訴訟追行の授権を行ったといえる。

(3) 担当者が被担当者と共同の利益を有する者の1人であること

ア 先に、授権が肯定される要素として、担当者が被担当者と共同の利益を

有する者であるか、それに類する者であること、言い換えれば被担当者（権利主体）が訴訟によって実現しようとする権利と担当者の「近さ」が認められることがあると述べた。

イ 原告大阪府連及び原告支部らは、部落差別を受けている、または受ける可能性のある人達の集合体である。そして、原告大阪府連及び原告支部らが構成員を代表して部落差別をする相手と闘い、企業や行政に働きかけ、社会に向かって活動を公表し、部落差別をなくすための活動を広めていこうとすればするほど、根強い差別意識ゆえに、原告大阪府連や原告支部らもまた、差別・攻撃の対象となる。差別的言辞とともに誹謗中傷されることもある。本件各投稿の中でも、部落解放同盟を貶める内容が散見される（原告ら第2準備書面27、28頁参照）。原告大阪府連や原告支部らは、その構成員と、差別される痛みを共有する存在である。

ウ したがって、住所や氏名を明らかにして原告となることが困難な（後述）構成員が、本件訴訟追行を授権する相手としては、原告大阪府連や原告支部ら以外には考えられず、またそれが最も適切なのである。

第3 第2の要件について

1 住所、氏名等の秘匿の必要性

- (1) 原告ら第2準備書面で述べたとおり、原告大阪府連及び原告支部らの構成員をはじめとして本件各投稿によって晒されている地域に住む住民は多数に及び、それら全員が自らの住所と氏名を明らかにして本件訴訟の当事者となることは、極めて煩雑であるばかりでなく、新たな部落差別の被害に遭う危険を招くことであって、現実的ではない。
- (2) 被告は、訴訟記録等をウェブサイト公開し続けており（後述）、提訴に不可欠な原告の氏名・住所も被告によってインターネット上で晒される蓋然性が極めて高い。そのことによって起こるプライバシー侵害や差別被害の危

険性を考えると、個人が原告になることはおよそ不可能である。

2 当事者識別情報秘匿制度では不十分であること

- (1) 令和7年さいたま地裁判決は、「申立人の住所、氏名等の秘匿の申立制度（当事者識別情報制度。民事訴訟法133条以下）が整備・施行されたことにより、実体法上の権利義務の主体である本件会員らを含む本件掲載地域住民らが住所、居所その他通常所在する場所及び氏名その他当該者を特定するに足りる事項を被告に知られることなく訴えを提起することが可能となったのであるから、本件会員らを含む本件掲載地域住民ら個人が訴訟当事者となることで受ける不利益が大きいとする原告らの主張はあたらないというべきである。」と判示し、任意的訴訟担当の要件である「合理的必要性」を否定した（甲38・19頁）。
- (2) しかし、当事者識別情報秘匿制度は、申立人の住所・氏名等の全部又は一部が当事者に知られることによって申立人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合に、裁判所が決定によって住所・氏名等を秘匿する旨の裁判をすることができるというものであるが、常に秘匿が認められるわけではない。また、仮に秘匿決定がなされたとしても、それを不服とする者は秘匿決定の取消しの申立てをすることができるし（民訴法133条の4第1項）、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、裁判所の許可を得て訴訟記録の閲覧謄写等の請求をすることができる（民訴法133条の4第2・3項）。
- (3) 民事訴訟法の改正により、この当事者識別情報秘匿制度が導入されることとなった際の国会審議（参議院法務委員会第12号 令和4年5月17日）で、次のような質疑がなされている（甲47）。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

私から、続いて、氏名、住所の秘匿制度の創設に関連しても確認をさせていただきます。

この制度は、犯罪被害者等を保護する観点から盛り込まれたものと承知をしております。先ほど清水委員からも御指摘があった点でございます。

この制度が適用される事案として具体的にどのような事案を想定されているのかを法務省に確認させていただきます。

○政府参考人（金子修君） 御指摘の改正法案の秘匿制度では、申立て等をする者がその住所や氏名等を相手方当事者に知られると社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがある場合には、訴訟記録中の記載のこれらの部分を秘匿することができることとしております。

これに当てはまり得る典型的な事案としましては、性犯罪、配偶者暴力、児童虐待、ストーカー行為等の被害者と加害者との間の訴訟があるものと考えております。

○安江伸夫君 関連して、被害者の方々が二次被害等を恐れて加害者に対する訴えの提起等を断念することはあってはなりません。そのためにも、今回の制度の必要性については当然理解をするところです。

他方で、公正な裁判の実現という観点も忘れてはいけないと思います。すなわち、住所、氏名等が秘匿されることによって、加害者とされた側が十分に反論を尽くすことができなくなるような事態も避けなければならないと考えます。

被害者の住所、氏名等の秘匿制度の導入に当たりまして、加害者とされた側の攻撃防御の機会を保障することにつき、どのような配慮が今回の改正案ではなされているのか、法務省に確認をいたします。

○政府参考人（金子修君） 改正法案では、犯罪被害者等を保護する観点から、民事訴訟等の手続において被害者の住所、氏名等を秘匿する制度を導入することとしております。他方で、相手側の攻撃防御の機会を保障することも重要であるため、その点に配慮した規定も設けておりま

す。

まず、改正法案では、被害者とされる者の保護に必要な場合に限り、住所、氏名等の全部又は一部を秘匿することができることとしております。したがって、例えば住所のみを秘匿すれば足りると認められるケースにつきましては、氏名の秘匿までは認められないこととなります。また、相手方は、秘匿の要件を満たさなくなったこと等を理由として秘匿決定の取消しの申立てをすることができるほか、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益が生ずるおそれがあるときは、裁判所の許可を得て、秘匿部分の一部又は全部について訴訟記録の閲覧等を行うことができることとしております。

このような規律によりまして、相手方の攻撃又は防御の機会は適切に保障されているものと考えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

今回の民事訴訟法の改正を機に、より裁判の受ける権利が充足をされ、国民、市民の皆様の権利の確保に資する、そうした民事司法制度の基盤が強固になることを最後に御祈念申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました

- (4) 上記の質疑応答から分かるように、当事者識別情報秘匿制度は、主として性犯罪、配偶者暴力、児童虐待、ストーカー行為等の被害者が加害者との間で訴訟を行う場合を想定して被害者保護のために制定されたものである。よって、被害者の住所や氏名を秘匿しても、何らかの形で「あの人」「あの事件」ということが特定できれば、加害者の攻撃防御の機会を損ねることは少ないと思われる。つまり、相手方の攻撃防御の機会を保障するという配慮をしつつ、当事者識別情報を秘匿するということが可能である。
- (5) それに対し、本件においては、個人が原告になろうとする場合、「自分の

家が被差別部落ないし同和地区にあるとしてインターネット上で晒されている」「自分の居住地が被差別部落ないし同和地区であることを喧伝されている」といったことが請求原因事実になるのであり、住所（少なくとも地域が特定できる程度の情報）や氏名を秘匿した形で主張を展開することは不可能である。仮に住所の詳細を伏せたとしても、被差別部落ないし同和地区に居住していることは公表することになるし、表札や住宅地図等により、ある程度氏名は探索可能なので、氏名を特定される可能性も否定できない。仮に、それらについて民訴法133条に基づく秘匿決定が出たとしても、被告が「原告が本当に当該地域の住民であるかが明らかにならなければ被告の主張立証に支障が生じる」などと強弁して秘匿決定の取り消しを求めてくることは容易に予測できる。結果がどうあれ、被告から住所や氏名を明らかにせよと迫られる危険が常につきまとうということ自体が、結婚差別や就職差別につながる身元調査に利用されるのではとの強い恐怖を伴うものである。さらに、万一、秘匿が認められなかった場合は、自己の住所や氏名が被告によってインターネットを介して公開されてしまうという恐怖に一生怯えて暮らさなければならない。このような不利益は、当事者識別情報秘匿制度が創設されたからといって完全に回避することはできない。

本件被告は、全国部落調査事件や本件「部落探訪」訴訟の原告への攻撃を繰り返しており（訴状第6・3(3)、甲2・46～51頁等）、本件訴訟係属中にも新たな権利侵害を発生させている（原告第1準備書面第3）。被告は、原告代理人が第4回口頭弁論期日において、同期日において陳述した第2準備書面には被差別部落所在地情報等が多数含まれているため同書面をインターネット上で公開しないよう複数回求めたにもかかわらず、被告は公開すると断言し同書面をインターネット上で公開し続けている（甲48）。しかも、被告は、全国部落調査事件において、原告らの陳述書や準備書面等のインターネット上での公開行為等が違法であると判断され（甲2・46～51頁等）、

損害賠償が命じられたにもかかわらず、上記のとおり同種の行為を繰り返しているのである。そうすると、本件における上記不利益はより大きくかつ具体的なものだといえる。

3 小括

したがって、本件は、住民個人が新たな差別を受ける危険を甘受して原告になることはできない事案であり（本件において1名の個人原告がいるが、同人の精神的負担は相当なものである）、原告大阪府連及び原告支部らが任意的訴訟担当として訴訟追行する以外に方法はないという高い必要性が認められる事案である。

第4 結語

以上のとおり、原告大阪府連及び原告支部らは、昭和45年最高裁判決に照らしても、その他任意的訴訟担当が認められた判例・裁判例に照らしても、任意的訴訟担当が許容される要件を満たしており、原告適格が認められる。

以上

別紙 裁判例

	判決	訴訟担当者	本来の権利者	授權の根拠	請求の内容	備考
1	最二小判昭29.12.3 裁判集民事16巻792 頁	講会の会長	講会の構成員	講会の管理権	共同積立金請求	
2	最三小判昭35.6.28 民集14巻8号1558頁	頼母子講の管理人	講会の構成員	一切の管理権	講掛戻金請求	
3	最大判昭45.11.11 民集24巻12号1854頁	建設共同企業体（民法上の 組合）の業務執行組員	組員	組規約	立替金請求	
4	最三小判平6.5.31 民集48巻4号1065頁	入会団体（権利能力なき社 団）所属不動産の登記名義 人とされた（代表者ではな い）構成員	入会権を有す る住民	団規約 総会決議	所有権移転登記請 求、抵当権抹消登 記請求	総会決議で訴訟に ついて授權
5	最一小平28.6.2 民集70巻5号115 7頁	債権管理会社	債権者	管理委託契約	債権償還等請求	
下級審						
6	東京地判昭49.12.25 判タ322号198頁	債権者委員会（私的団体） で選任された委員長	債権者	債権譲渡契約	配当異議（被告）	
7	東京高判昭52.4.13 判時857号79頁	入会地の土地共有者175名の 内過半数所有者で結成した 管理組合	土地所有者	総会決議	土地明渡請求	規約（管理権付 与）による授權は 否定
8	東京地判昭60.12.27 判時1220号109頁	日本国	中華人民共和 国	口上書	土地明渡請求	提訴時には明示の 授權はないが訴訟 提起後に口上書が 追完された
9	大阪地判昭61.7.14 判時1225号82頁	入会団体である町内会（権 利能力なき社団）の代表者	入会権を有す る住民	慣習上の財産 管理権	更正登記請求	構成員の範囲は原 則以外にも認めら れている
10	神戸地判昭63.12.23 判タ700号199頁	労働組合	共済協同組合	組規約	組合費等請求	
11	東京地判平3.5.28 金法1307号30頁	債権者委員会の委員長（株 式会社）	債権者	債権譲渡契約 （実質的には 返還請求権単 独行使に異議 がないという 意思表示）	預託金返還請求	
12	東京地判平3.8.27 判タ781号225頁	保険シンジケートの構成員 である筆頭保険者	保険者	英国の慣習	損害賠償請求	
13	東京高判平8.11.27 判時1617号94頁	債権管理組合（民法上の組 合）の業務執行組員	組員	黙示の権能付 与	預り金返還請求	